

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第2号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、県又は公益財団法人かがわ産業支援財団が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出した者であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を<u>減免</u>する。</p> <p>2 工房利用者のうち、<u>次の各号のいずれかに該当する事業者</u>であって、知事が特に必要と認めるもの（前項に規定する者を除く。）については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p><u>(1) 第3条第1項第2号に該当する者</u></p> <p><u>(2) 創業後5年を超え10年以内であって、第3条第1項第3号に該当する者</u></p> <p>3 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、県又は公益財団法人かがわ産業支援財団（次項において「財団」という。）が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出した者であって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を免除する。</p> <p>2 工房利用者のうち、<u>創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等（財団が実施する創業支援塾又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業として実施されるものをいう。）を修了したものであって、知事が特に必要と認めるもの（前項に規定する者を除く。）</u>については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。